





## 計算方法

市民税・県民税は、前年の所得を元に計算します。

## A 税率

### 均等割

市民税 3,500円 県民税 2,000円

平成26年度から令和5年度までの間、均等割額が市民税及び県民税において平成25年度までの均等割額にそれぞれ500円を加算した額となります。これは、東日本大震災を教訓として、緊急防災・減災事業に要する財源を確保するためのものです。なお、あいち森と縁づくり条例による県民税均等割額が500円加算されていたものは、令和5年度課税分まで延長されることとなりました。

## B 所得控除

区分	控除額
雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) [200万円] ※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を選択する場合 特例適用対象医薬品の購入費－12,000円 [88,000円]

区分	支払金額	控除額
社会保険料控除等		全額
生命保険料控除	新契約 平成24年1月1日以降に締結された契約	12,000円以下 全額 12,000円超 32,000円以下 支払金額の1/2+ 6,000円 32,000円超 56,000円以下 支払金額の1/4+14,000円 56,000円超 28,000円
	旧契約 平成23年12月31日以前に締結された契約	15,000円以下 全額 15,000円超 40,000円以下 支払金額の1/2+ 7,500円 40,000円超 70,000円以下 支払金額の1/4+17,500円 70,000円超 35,000円
	※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 [28,000円] ※一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 [70,000円]	
地震保険料控除	地震保険料	50,000円以下 支払金額の1/2 50,000円超 25,000円
	旧長期損害保険料 平成18年12月31日以前に締結された契約	5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額の1/2+ 2,500円 15,000円超 10,000円
	※それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 [25,000円] ※一つの契約が地震保険と旧長期損害保険のいずれにも該当するときは、いずれか一つのみ該当するものとして計算する。	

納税者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の合計所得金額					
区分		控除額			
配偶者控除	48万円以下	一般	33万円	22万円	11万円
		老人(70歳以上(昭和26年1月1日以前生))	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
		95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
配偶者特別控除	130万円超 133万円以下	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
		133万円超		0円	

### 所得割

区分		市民税	県民税	
総合課税		6%	4%	
分離課税	短期譲渡	一般分	5.4%	
		軽減分	3%	
	長期譲渡	一般分	3%	
		特定分	2,000万円以下の部分	2.4%
			2,000万円超の部分	3%
		軽課分	6,000万円以下の部分	2.4%
	6,000万円超の部分		3%	
	一般株式等の譲渡	3%		
	上場株式等の譲渡	3%		
	上場株式等の配当等	3%		
先物取引	3%			
山林所得	6%			

区分	控除額	
配偶者控除 配偶者特別控除	別表(1)	
扶養控除	一般 特定・老人・年少以外	33万円
	特定 19歳以上23歳未満(平成10年1月2日~平成14年1月1日生)	45万円
	老人 70歳以上(昭和26年1月1日以前生)	38万円
	同居老親 同居老親 直系親族等(直系尊属)	45万円
	年少 16歳未満(平成17年1月2日以降生)	0円

区分	控除額	
障害者控除	普通障害	26万円
	特別障害 身体1,2級・精神1級・療育A判定ほか	30万円
	同居特別障害	53万円
ひとり親控除	合計所得金額500万円以下かつ子を扶養	30万円
寡婦控除	合計所得金額500万円以下	26万円
	離婚かつ子以外の扶養親族あり 死別	
※事実上婚姻関係と同様の事情にないこと		
勤労学生控除	合計所得金額75万円以下かつ給与以外の所得金額10万円以下	26万円
基礎控除	納税者本人の合計所得金額	2,400万円以下 43万円 2,400万円超 2,450万円以下 29万円 2,450万円超 2,500万円以下 15万円 2,500万円超 0円

配偶者控除・配偶者特別控除 別表(1)

## C 税額控除

### 調整控除

納税者本人の合計課税所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額  
なお、「合計課税所得金額」とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額を指す。

- 合計課税所得金額が200万円以下の者  
次の①と②のいずれか少ない額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額  
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額  
②合計課税所得金額

- 合計課税所得金額が200万円超の者  
次の①の金額から②の金額を控除した金額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額  
②合計課税所得金額－200万円  
※①の金額から②の金額を差し引いた額が5万円を下回る場合は、一律で2,500円(市民税1,500円・県民税1,000円)

控除の種類	金額	控除の種類	金額	
配偶者控除 配偶者特別控除	別表(2)	障害者控除	普通障害	1万円
			特別障害	10万円
扶養控除	一般	同居特別障害	22万円	
	特定		18万円	
	老人	10万円	寡婦控除	1万円
	同居老親等	13万円	ひとり親控除	父 1万円 母 5万円
年少	0円	勤労学生控除	1万円	
		基礎控除	5万円	

配偶者控除・配偶者特別控除 別表(2)

納税者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額				
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円

### 配当控除

課税総所得金額等		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
区分		市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%
証券投資信託(外貨建等証券投資信託を除く)		0.8%	0.6%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%

### 配当割額・株式等譲渡所得割額控除

源泉徴収された配当割額・株式等譲渡所得割額×市民税3/5、県民税2/5

※所得割から控除しきれなかった配当割額・株式等譲渡所得割額は均等割額に充当します。

### 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受け、かつ所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除可能額がある場合、次の①と②のいずれか少ない金額

なお、「所得税の課税総所得金額等」とは、所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額を指す。

- 所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除可能額
- 所得税の課税総所得金額等×5% [限度額97,500円]  
※居住開始年月日が平成26年4月から令和3年12月までの間で、特定取得に該当する場合  
所得税の課税総所得金額等×7% [限度額136,500円]

### 寄附金税額控除

- 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合
- 都道府県、市区町村又は特別区に対する寄附金
  - 愛知県共同募金会又は日本赤十字社愛知県支部に対する寄附金
  - 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉増進に寄与する寄附金として、愛知県又は豊川市の条例で定めるもの
  - 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉増進に寄与する寄附金として、愛知県又は豊川市の条例で定めるもの

寄附金税額控除 = i 基本控除額 + ii 特例控除額 + iii 申告特例控除額(フンストップ特例)

- (①~④の合計額－2,000円)×市民税6%、県民税4%  
[①~④の合計額の上限 総所得金額等の合計額×30%]
- (①の寄附金の合計額－2,000円)×下表に掲げる割合A  
×市民税3/5、県民税2/5  
[上限 所得割額(調整控除後)×20%]
- ii の金額×下表に掲げる割合B×市民税3/5、県民税2/5

課税総所得金額から 人的控除差調整額を控除した金額	割合A	割合B
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合 又は課税総所得金額を有しない場合)	地方税法に定める割合	
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%	
0円以上 195万円以下	84.895%	5,105 84.895
195万円超 330万円以下	79.79%	10,21 79.79
330万円超 695万円以下	69.58%	20,42 69.58
695万円超 900万円以下	66.517%	23,483 66.517
900万円超 1,800万円以下	56.307%	
1,800万円超 4,000万円以下	49.16%	33,693 56.307
4,000万円超	44.055%	

## 公的年金からの市民税・県民税の特別徴収制度について

- 対象となる年金  
老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等(遺族年金、障害年金は対象外)
- 特別徴収となる税額  
公的年金等に係る市民税・県民税の合計額
- 特別徴収の対象者 以下のすべてを満たしている方が対象となります。  
(1) 令和3年4月1日時点で65歳以上(昭和31年4月2日以前生まれ)の方  
(2) 令和2年中から年金を受給されており、令和3年度公的年金等に係る市民税・県民税が課税される方  
(3) 令和3年1月1日以後、引き続き豊川市内に住所を有する方  
(4) 令和3年度分の老齢等年金給付の年額が18万円以上の方  
(5) 東三河広域連合の行う介護保険の特別徴収対象被保険者の方